

運送事業者に対する行政処分(令和3年9月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和3年9月1日	加賀第一交通株式会社 (法人番号6220001013 477) 代表者工合田修身	石川県加賀市山代 温泉桔梗丘2丁目 96-1	本社営業所	石川県加賀市山代 温泉桔梗丘2丁目 96-2	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第30条第2項	平成30年12月5日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。